

宮崎市介護助手導入促進補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市介護助手導入促進補助事業における補助金の交付について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、予算の範囲内において、介護助手の導入促進に向けて、その応募準備から雇用に至るまでに要する費用の一部を支援することにより、介護職員の負担軽減及び介護の質の向上、並びに介護助手の生きがい創出や介護予防を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護助手 介護職員による専門的な知識・技術を必要とする業務以外の食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイキング、ゴミ捨て等の身体介護を伴わない業務（以下「周辺業務」という。）に従事する者をいう。
- (2) 介護サービス事業所等 宮崎市（以下「市」という）が指定した介護サービス事業者であって次に掲げるサービス等を提供し、又は施設を運営する事業所をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業であって、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除くもの
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業であって、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除くもの
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 市内に所在する介護サービス事業所等を運営する法人
- (2) 本市において市税の滞納がないこと。

- (3) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 当該年度中に新規に介護助手の雇用又はシルバー人材センターからの派遣を実施していること。
- (5) 申請日時点において、前項の介護助手の雇用 又はシルバー人材センターからの派遣を継続して受け入れていること。

（対象期間）

第5条 補助事業の対象期間は、補助金交付決定のあった日から当該年度の3月31日までとする。

（対象経費）

第6条 介護助手の雇用に要する経費のうち、印刷費や消耗品等の費用を対象とする。

2 前項の対象経費には、介護助手の給与、食費及び振込手数料は含まないものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、当該年度において同一の事業所で一度の申請に限るものとする。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 介護助手の雇用 | 上限10万円 |
| (2) シルバー人材センターからの派遣 | 上限5万円 |

（補助金の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、宮崎市介護助手導入促進補助事業交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるものについて補助金を交付決定し、宮崎市介護助手導入促進補助事業交付決定書（様式第5号）により通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付決定通知を受けた後、事業計画の大幅な変更が生じたときは、宮崎市介護助手導入促進補助事業計画変更承認申請書（様式第6

号)を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を精査し、適当と認めるものについて補助事業計画の変更を承認し、宮崎市介護助手導入促進補助事業計画変更承認書(様式第7号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、その他特別な事情があるときは、市長の定める期日までに、宮崎市介護助手導入促進補助事業取下届(様式第8号)により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了した時は、その日から起算して20日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、宮崎市介護助手導入促進補助事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(3) その他

ア 活動の分かる写真等

イ その他市長が必要と認める書類

(交付確定及び通知)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めるものについて補助金の交付の確定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の確定をしたときは、宮崎市介護助手導入促進補助事業交付確定通知書(様式第12号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助対象者は、前条に規定する補助金の確定があったときは、宮崎市介護助手導入促進補助事業請求書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

(1) 口座情報の分かるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、請求のあった日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(関係書類の保存)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付及び確定に係る関係書類を、補助金の交付決定及び確定の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

法人名

住 所

代表者

宮崎市介護助手導入促進補助事業 交付申請書

宮崎市介護助手導入促進補助事業の補助金を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

交付申請額 _____ 円

添付書類

（ア）実施計画書

（イ）収支予算書

（ウ）誓約書兼同意書

（エ）その他

年 月 日

（法人名 ）

（代表者 ）

実施計画書

1 導入予定の事業所名 _____

2 導入予定の事業所種別 _____

3 雇用・派遣の目標人数 _____ 名

4 導入までのスケジュール

月（上半期）	内 容	月（下半期）	内 容

5 介護助手の業務内容

収支予算書

(法人名)

1 收入

単位 (円)

収入区分	費目	金額	備考
補助金			
その他収入			
合計			

2 支出

単位 (円)

支出区分	費目	金額	備考
対象経費			
合計			

誓約書兼同意書

年 月 日

宮崎市長 殿

法人名
住 所
代表者

私どもの団体は、宮崎市暴力団排除条例第2号第3号の暴力団関係者ではないことを誓約します。

また、本書の記載事項が事実と相違ないこと、本書を宮崎市に提出すること及び宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載された個人情報を警察機関へ提供することについて同意します。

役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日		同意年月日
		男・女	大正・昭和 平成	年 月 日	年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成	年 月 日	年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成	年 月 日	年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成	年 月 日	年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成	年 月 日	年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成	年 月 日	年 月 日

注）この書面に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき取り扱うものとし、宮崎市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

宮崎市介護助手導入促進補助事業 交付決定書

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市介護助手導入促進補助事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、同交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容 補助対象期間（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 3 補助金の交付の条件

この補助金の使途、その他について不適當と認めたとき、また宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であることが判明したときは、決定の取消、または交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがある。

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

法人名

住 所

代表者

宮崎市介護助手導入促進補助事業 計画変更承認申請書

年 月 日付で補助金の交付決定のありました宮崎市介護助手導入促進補助事業について、当該事業計画の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類

（ア）変更後の事業計画書

（イ）変更後の収支予算書

第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

宮崎市介護助手導入促進補助事業
計画変更承認書

年 月 日付で事業計画変更の申請のあった内容については、承認します。

記

- 1 変更承認決定額 円
- 2 計画変更承認に付した条件

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿

法人名

住 所

代表者

宮崎市介護助手導入促進補助事業 取下届

年 月 日付で交付申請をしました宮崎市介護助手導入促進補助事業補助金について、以下の理由により取り下げます。

【理由】

年 月 日

宮崎市長 殿

法人名

住 所

代表者

宮崎市介護助手導入促進補助事業 実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった宮崎市介護助手導入促進補助事業に関し、関係書類を添えて実績報告書を提出します。

添付書類

- 1 実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他

年 月 日

（法人名 ）

（代表者 ）

実施報告書

1 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 雇用・派遣した人数 名

【内訳】

	年代・性別	形態（雇用※または派遣）	主な業務内容
1			
2			
3			

※雇用の場合は、求人方法を記載してください。

3 説明会の参加者数 名

4 就労マッチング面談者数 名（実際に雇用につながった人数 名）

5 介護助手の雇用に関して実施した内容

6 介護助手を雇用したことで得られた成果

収支決算書

(法人名)

1 收入

単位 (円)

収入区分	費目	金額	備考
補助金			
その他収入			
合計			

2 支出

単位 (円)

支出区分	費目	金額	備考
対象経費			
合計			

第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

宮崎市介護助手導入促進補助事業
交付確定通知書

年 月 日付で交付決定をした宮崎市介護助手導入促進補助事業に対する補助金については、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

法人名
住 所
代表者

宮崎市介護助手導入促進補助事業
請求書

年 月 日付で補助金の交付確定のありました宮崎市介護助手導入促進補助事業補助金について、同交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

口座振込先

金融機関名		銀行・信組・信金・労金・農協・漁連					
		本店・支店・本所・出張所					
預金種目	普通預金・当座預金・その他	口座番号					
(カタカナ) 口座名義							

※金融機関名や口座名義がわかる預金通帳の写しを添付してください。